

兵庫県立但馬農業高等学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は、校訓「汗をいわず、命を尊び、日々高きを志す」に込められた教育理念のもと、家庭・地域社会と緊密に連携し、生徒の個性と能力を最大限に伸ばし、健全な精神と逞しい体力を育み、望ましい勤労観や勤労意欲の醸成に努め、地域社会を支え、その発展に寄与するところ豊かな人材を育成することを目標としている。

そのため、全ての生徒が安心・安全な学校生活を送れるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決を推進するため「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的考え方

本校は但馬唯一の農業高校として、豊かな自然環境に包まれた広大な敷地で地域とともに生きる農業教育を実践している。また、土、自然、命（生き物）を教材とし、感動体験を重視した教育を実践している。

また、体育祭や球技大会、但農祭（文化祭）や収穫感謝祭などの学校行事を通して生徒同士の交流と親睦を図り、協調性や豊かな人間性を育むとともに、生徒会や部活動での地域行事やボランティア活動への参加、学校農業クラブでの県下の農業高校生や地域との交流、各科での地域の伝統文化への参加や地域の小学校との体験交流、企業とのコラボ商品の開発など、多様な組織や外部機関との交流活動を充実することで、地域を支え、その発展に寄与できる人材として他者を思いやるころや社会性を育てている。

いじめは、「人として絶対に許されない行為・卑怯な行為であり、どの生徒、学校にも起こり得る」という認識のもと、好ましい人間関係を築き、心豊かで「安心・安全な学校づくり」に取り組むため、学校、家庭、地域社会と関係機関が互いに連携しながら取り組まなければならない課題であることを全ての教職員の共通認識とする。さらに法令の趣旨に基づき、保護者会や地域の会合等において、情報交換・協議できる場を設け、保護者研修会やHP・学校便り等により啓発に努め、いじめに対する家庭や地域の気付きと教職員の気付きが共有できる仕組みを構築する。

3 いじめ防止等の指導体制等

（1）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

（別紙1）校内指導体制及び関係機関

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいこと（特にインターネットを通じて行われるもの）を認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

（別紙2）チェックリスト

（2）未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、「いじめ未然プログラム」を活用した年間の指導計画を別に定める。

（別紙3）年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、いじめの解決に向け、迅速に対応する。緊急時の組織的対応について別に定める。

(別紙4) 緊急時の組織的対応

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒に対して、インターネットの正しい活用法等情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力向上や、保護者や警察等関係機関と連携した指導に努める。さらに日常生活における生徒の言動に注意をはらって対応する。

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像・動画の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局等の専門的な期間と連携して対応していく。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、速やかに教育委員会又は学校の下に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行う委員は職能団体の推薦により専門的知識を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保するよう努め、事態の解決にあたる。事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

なお、重大事態への対処について、別に示す。

(別紙5) 重大事態への対処

5 その他の留意事項

いじめ防止基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会や三者懇談会、保護者会などあらゆる機会を利用して保護者や地域に対して情報を発信するとともに、学校評価（学校関係者評価、教職員評価、保護者アンケート）の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行う。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能するように、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直しを図る。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するように努める。

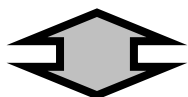
校内指導体制および関係機関

校内指導体制・いじめ対応チーム

校長
教頭

生徒指導部長 保健部長 教務部長 学年主任 生徒指導部
学年生徒指導担当 担任 養護教諭 キャンパスカウンセラー
農業部長

- 1 事実確認・報告資料の作成
- 2 いじめに関係した生徒及び保護者等に指導・支援を行う。
- 3 いじめを発見した教員が問題を抱え込むことがないよう、いじめ対策組織を中心とした情報体制を構築する。
- 4 「いじめ未然防止プログラム」を活用したLHRや兵庫型体験教育など教育活動全体を通じた豊かな心の育成をとおして未然防止を進める。
- 5 いじめの早期発見を行うためのアンケート調査を実施する。



関係機関

南但馬警察署・豊岡警察署
スクールソーシャルワーカー
子ども家庭センター
養父市・朝来市・豊岡市等
但馬農業高校PTA

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ とくとき涙ぐんでいる
- ☐ 周囲が何となくざわついている
- ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される
- ☐ にやにや、にたにたしている

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 決められた座席と違う場所に座っている
- ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ ひどいアダ名で呼ばれる
- ☐ 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 弁当を一人で食べる人が多い
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる
- ☐ 一人で離れて掃除をしている
- ☐ 掃除をさぼることが多くなる

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

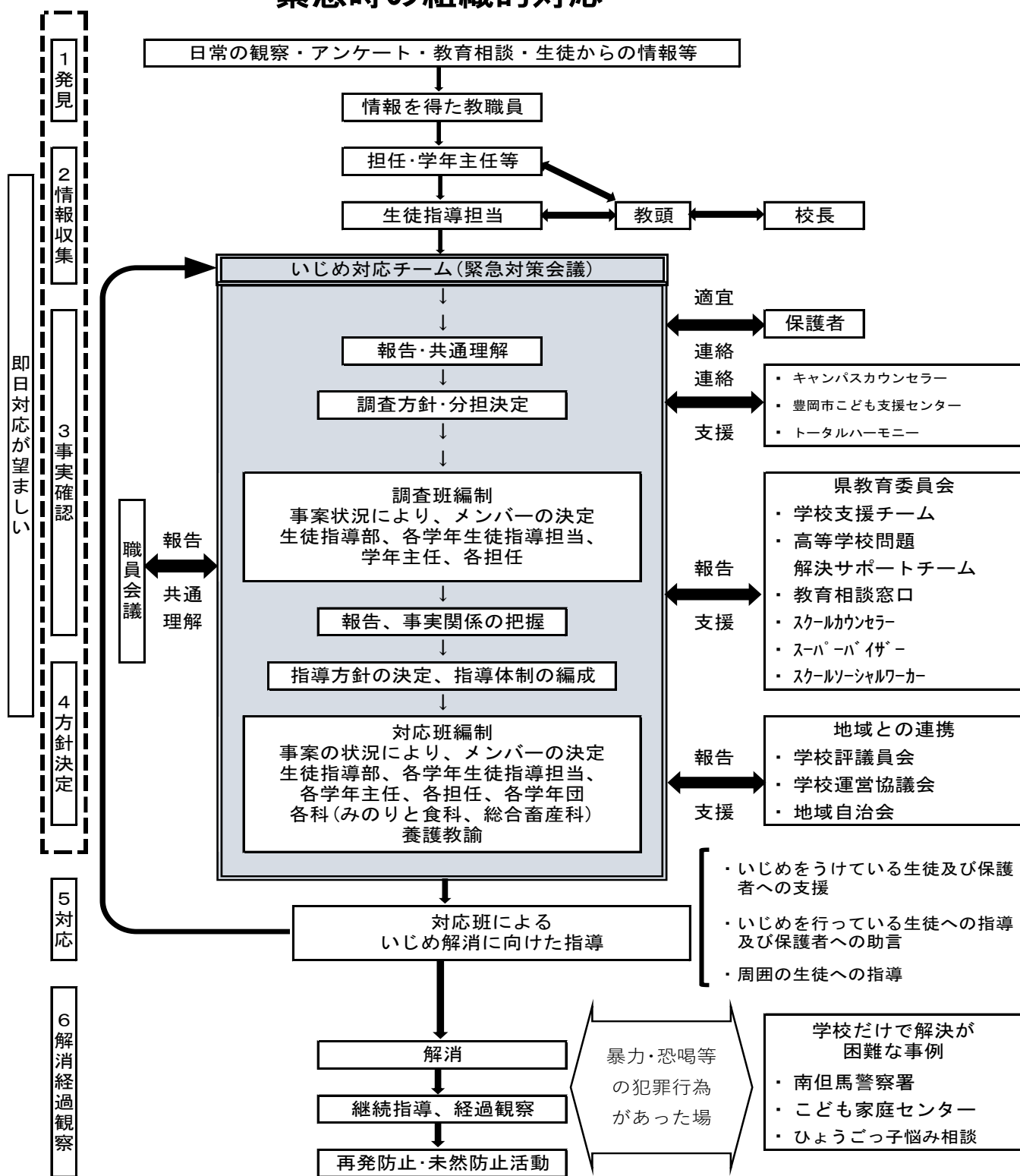
いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- ☐ 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する

令和 7 年度 いじめ関係年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	いじめ防止対策の 達成目標・年間計画 設定	春季交通立ち番 第 1 学年校内オリエンテーション	全校生面談週間
5		CoCoL0-34 アンケート	1 年生全員面談
6		公開授業週間 いじめ未然防止プログラム H R 学校生活アンケート いじめアンケート	いじめアンケート 学校生活アンケート 心の相談室
7	事案発生時・緊急発生会議開催	薬物乱用防止講演会 夏季休業心得 養父市学校・警察連絡協議会	三者面談
8		職員研修会 オープンハイスクール	
9		秋季交通立ち番指導	1・2 年全員面談 心の相談室
10		CoCoL0-34 アンケート	心の相談室
11		但農祭 オープンハイスクール いじめ未然防止プログラム H R いじめアンケート 収穫感謝祭	いじめアンケート 心の相談室
12		思春期講演会 冬季休業心得	三者面談
1		養父市学校・警察連絡協議会 いじめアンケート	心の相談室 いじめアンケート
2	職員研修会 いじめ防止対策の 点検・評価		心の相談室
3		春季休業心得 中学校訪問	
備考	年間を通して行う取組 ①朝の立ち番指導による見守り、遅刻指導 ②校内巡回指導による見守り、異変の早期発見 ③担任による放課後教室見回りによる変化の気づき ④心の相談室開放（教育相談委員会及び特別支援教育推進委員会との連携） ⑤高校生心のサポートプログラムの円滑な実施（学校全体としての取組） ⑥キャンパスカウンセラーとの連携、情報収集、情報交換 ⑦各職員からの情報共有		

緊急時の組織的対応



生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ① 速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ② 県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に調査を実施し、迅速に事案解決にあたる。
- ③ 事案に必要性があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④ マスコミ対応は情報の窓口を一本化して誠実な対応に努める。
- ⑤ 調査を行った結果について県教育委員会を通じて知事へ報告する。

重大事態への対処

(1) 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめを受けた生徒から聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査を行うことが考えられる。

この際、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とする。いじめを行っている生徒のいじめ行為を止めるとともに、いじめを受けた生徒に対して事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

② いじめを受けた生徒から聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など聴き取りが不十分な場合、迅速に、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等による調査を行う。

③ 生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で、経過報告に努める。

この際、他の生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として説明責任を怠ることがないようにする。

(3) 重大事態の発生及び調査結果の報告

重大事態の発生及び調査を行った結果について、県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告する。

調査結果を報告する際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、当該生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に加える。